

#	改正・要望内容	標準仕様書改定内容					〔滞納管理W1〕要件の修正に係る確認事項		留意集約（地方団体構成員）		方針	
		標準仕様書への反映	仕様書分類	ID	要件（変更前）	要件（変更後）	検討分類	修正事由	修正方針（事務局側）	修正方針（事務局側）への回答		ご回答の理由・詳細など
12	導入した標準化システムにおいて、滞納分の停止について計算経理金が選択できない問題が発生しているため、明記するよう求められている。				015024	滞納分の停止を取消する期別について、任意に選択できること。滞納分の停止要件を満たした期別は、任意で選択されていること。また、滞納分の停止要件を満たさない期別については、手動で滞納分の停止期別として選択できること。	滞納分の停止を取消する期別について、任意に選択できること。滞納分の停止要件を満たした期別は、任意で選択されていること。また、滞納分の停止要件を満たさない期別については、手動で滞納分の停止期別として選択できること。	要検討	シート「補定 帳票ごとに必要となる期別一覧」の下欄に、「本税、計算経理金、確定経理金、督促手数料がすべて掲載されることを想定。」を補定することによってしようか。 ※こちらは検討結果をもとに反映いたしますので、【参考】ファイルに修正はしております。	(E)：意見なし (K)： (G)：問題なし (F)：問題なし (B)：案とおりで良い。 (F)：意見なし (F)：補定については問題ないが、本税以外に執行停止の対象外の自動選択対象からは外し (H)： (H)：そもそも滞納期に経理金の項目があるのに計算経理金が選択できないという意味がよく分りません。滞納期には印字されるのに、執行停止に限り確定経理金は印字されるが計算経理金は印字されないということでしょうか。 (A)：問題ございません。 (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 (総務省統括アドバイザー)：事務局でないため（有議案）、意見無し。 「確認事項」記載の方針に賛同する。	(E)：意見なし (K)： (G)： (F)： (B)： (F)： (F)： (A)： (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)： (総務省統括アドバイザー)：	自治体によって対応が異なることから、シート「補定 帳票ごとに必要となる期別一覧」の下欄に、「本税、計算経理金、確定経理金、督促手数料がすべて掲載されることを想定。なお、掲載するかどうか選択できること。」を補定する。 H市の意見「補定の交付要求を除き、計算経理金については、「滞す（法律による金額）」に置き換えが選択できることと追加することが望ましい。」については、補定の交付要求時は1,000円未満も記載する必要があることから、機能要件に追加する。 ベンダから「納税期未納を対とした場合に、執行停止したまとなる運用が増えるため、「執行停止要件を満たさない期別については、手動で執行期別として選択できること」の部分をオプションとするのが妥当と考えます。」という意見あり。こちらについては、手動での操作で期別が追加されることを設定する内容と思われるが、自治体から意見があるわけではないため対応不要とする。 ベンダから「確認事項については問題ございません。ただし、要件（変更後）欄にて「経理金の有無を選択できること。」が追加されていますが、経理金を除外して停止できる必要があるように読み取れ、要望内容と異なるかと思っております。補定は期別、もしくは標準オプションにて追加する必要があります。（「経理金を除外して停止することはない想定でよろしいか」という旨が記載されています。）」という意見あり。こちらについては、このような変更は行わない想定であるため、対応しない。（「改正・要望内容」列に記載の内容への意見と思われるが、「改正・要望内容」列は当初の意見の記載を転記したものであり、そのような変更を行う想定はない）
13	返戻・再交付があるにもかかわらず初回返戻日が表示され続ける製品があり、再度発生した日付を表示するよう求められている。				015032	以下の個人情報、調査情報、収納情報、分割納付情報、滞納処分情報等の発生状況と滞納管理画面で確認できること。また、滞納処分費を管理できること。	以下の個人情報、調査情報、収納情報、分割納付情報、滞納処分情報等の発生状況と滞納管理画面で確認できること。また、滞納処分費を管理できること。	要検討	例えば督促状等を再度発生した際、システム上の発付日は再度発生した日が表示されるのが望ましいという理解でよいでしょうか。 その場合、機能要件に再発付の場合はその日付が表示されることをオプションにて記載します。 ※こちらは検討結果をもとに反映いたしますので、【参考】ファイルに修正はしております。	(E)：意見なし (K)： (G)：再度発生した日が表示されるの望ましい (F)：事務局で問題ない。 (B)： (F)：意見なし (F)：再発付については、通常当初の発付日について無効であると想定されるため、更新されるべきと考えます。 (H)：望ましいではなく、法律上その日付を再発付として管理されなければなりません。オプションは不適切です。 (D)： (A)：承認しました。 (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 (総務省統括アドバイザー)：事務局でないため（有議案）、意見無し。 「確認事項」記載の方針に賛同する。	(E)：意見なし (K)： (G)： (F)：督促状の再発付が想定されるのは返戻時、返戻された有効ではない督促状発付日ではないかと。 (B)： (F)： (F)： (H)：督促状の再発付は、差押可能になる日や時限管理上重要な情報であり、返戻された段階で発生していない限り、再発付の場合は、再発付日として管理する必要があります。本市でも同様の問題が発生しています。これは賦課と収納が一体となっているシステムにおいて、機能の返戻履歴の管理方法と滞納システムの管理方法に必要とされる情報が異なる、そのことを踏まえて連携要件を成していないことと認識します。従って本件は機能ではなく連携の問題であり、連携要件の見直しが必要と考えます。大変重要な問題ですので、詳しく添付の別添付ファイルにまとめたので参照してください。 (D)：対応については事務局で問題ないと考えます。 (A)： (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)： (総務省統括アドバイザー)：	意見のあった構成員はすべて更新されるべきという回答であること、通常再発付の際は返戻状態にあり、実質督促ができていない状況であることから、当初の発付日を記載する必要がないと思われる。 なお、更新後の日付を記載するよう要件を修正する。 なお、H市の意見「本件は機能ではなく連携の問題」については、滞納期で督促の発付状況にかかるとの観点の問題という意見と見做すことができる。督促状としてではなく再発付という観点で考えたい。 ベンダから「督促状発付は返戻発生しても当初の日付を表示した上で自発日である」という意見が書かれているが、本件については、全国普及会で収集した意見をまとめたものと伺いたく、いったん差し戻しをいたします。後事事務局にて検討する。
14	納付書に記載される「指定期別」という表現を改めたいという意見がある。				015026	名称変更	名称変更	要検討	特設変更が必要はなく、どうしても変更したい場合は名称について+理由などの対応をとることと問題ないでしょうか。 ※こちらは検討結果をもとに反映いたしますので、【参考】ファイルに修正はしております。	(E)：意見なし (K)： (G)：問題なし (F)：変更する必要はないと考えます。 (B)： (F)：意見なし (F)：問題なし (H)：問題ありません。 (D)： (A)：問題ございません。 (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 (総務省統括アドバイザー)：事務局でないため（有議案）、意見無し。 「確認事項」記載の方針に賛同する。	(E)：意見なし (K)： (G)： (F)： (B)： (F)： (F)： (A)： (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)： (総務省統括アドバイザー)：	K市から納付書使用期限としたほうがよいという意見があったものの、その他の構成員、ベンダからは特に必要とする意見が出ていないことを考慮し、特設対応しないこととする。
15	「督促先照会を行ったところ、DV被害者が勤務先に居たためDV被害支援者の住所が漏れた案件が発生した旨が通知される。そのため、滞納者がDV被害支援者であった場合は催告調査は控えたので対象を抽出する機能が欲しい。」という意見がある。				015041			要検討	機能要件150333に、「滞納者に対し、任意でフラグを管理（設定・保持・修正）できること。フラグによるデータ抽出を行うことができること。」があり、このフラグをもとに滞納者検索から除外する機能が150341 <想定される発注条件外> -フラグ で記載されていることから、対応しないものとする。	(E)：意見なし (K)： (G)： (F)： (B)： (F)： (H)： (D)： (A)： (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)： (総務省統括アドバイザー)：修正方針に賛同する。	(E)：意見なし (K)： (G)： (F)： (B)： (F)： (H)： (D)： (A)： (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)： (総務省統括アドバイザー)：	特に意見ないため、当初想定通りとする。 なお、H市の質問「要望内容を事務局にて行うためには、DV対応者を抽出して付票を立て、当該付票登録者を抽出し、それらから給与明細の登録のあるものを一件づつ探し出して調査を内す作業が必要と想定され作業量から実現は難しいのでは」という意見は、別途として、DV情報については、標準仕様によりデータ連携がされるため、その情報と調査対象者の住所を共にEUCを利用して対象者を抽出し、当該対象者の調査対象を削除できると想定されます。 このようにフラグを一つで抽出する機能が150333「抽出した滞納者に対し、一括でフラグ管理（設定・保持・修正）」ができること。」に記載されているため、特設対応不要とする。
16	一括入力した交際記録の修正も、おなじく一括で修正出来るようにしてほしい、という意見がある。				--			報告	APPLICに確認したところ、同時修正は対応が難しいという回答があったため、対応しないものとします。	(E)：意見なし (K)： (G)： (F)： (B)： (F)： (H)： (D)： (A)： (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)： (総務省統括アドバイザー)：修正方針に賛同する。	(E)：意見なし (K)： (G)： (F)： (B)： (F)： (H)： (D)： (A)： (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)： (総務省統括アドバイザー)：	構成員の市から年度全国普及会期会で要望があり、実際に実施している構成員が2団体あるため、対応できているベンダがあるものとされることから、標準オプションとして実装する。
17	滞納明確でなく、未納明確にすべきという意見がある。				015049			報告	履行名称など、滞納状態でない期別も滞納扱いになってしまふ。	(E)：意見なし (K)：了解しました (G)：問題なし (F)： (B)： (F)： (H)： (D)： (A)：承認しました。 (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)： (総務省統括アドバイザー)：修正方針に賛同する。	(E)：意見なし (K)：滞納でない未納分の表示が必要な場合があるため、望ましい変更と考えています。 (G)： (F)： (B)： (F)： (H)： (D)： (A)： (地方税共同機構)：特記事項なし (デジタル庁)： (総務省統括アドバイザー)：	B市の意見のように、選択できる機能があればいいものの、一般的な機能とは異なるため必要性は低いと想定。当初想定通り、未納期に修正する。 なお、デジタル庁、ベンダから適合基準日に対する意見があるが、適合基準日R03.4.1（改定1年後よりあと）を想定している。

